

要 望 書

一 関 市

全世界が経済や人との交流でつながり、医療や科学技術が進歩した時代、私たちは、新型コロナウイルスとの戦いの中におります。

このウイルスは、瞬く間に全世界に広がり、地域の医療や経済にも大きな影響を与え、現代社会の脆弱面を浮き彫りにしました。

このような中、当市ではSDGsの理念のもと、「資源・エネルギー循環型のまちづくり」「ILCを基軸としたまちづくり」「まち・ひと・しごとの創生」を3つの柱として位置づけ、持続可能なまちづくりに取り組んでおります。

また、今後は、これらの取組に加え、「新型コロナウイルスとの共存」の考えのもと、「新しい生活様式」を積極的に取り入れる必要があり、それには市民や市だけではなく、全国的な展開や協力が不可欠であります。

当市としても、これまで以上に広域的な視点から近隣自治体との連携を深化させるとともに、定住自立圏形成協定を締結している平泉町とも連携のもとまちづくりを進めてまいります。

新型コロナウイルスの影響は当分続くものと思われ、当市の財政状況にも大きな影響を及ぼすものと思われませんが、当市の課題解決に向け、市民との協働を基本とした市政運営に努めるとともに、新たな時代を創り上げる取組を進めてまいりますので、県におかれましても、積極的なご支援、ご協力を賜りますよう要望します。

令和2年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

一 関 市 長 勝 部 修

一関市議会議長 槻 山 隆

目次

特別要望

新型コロナウイルス感染症対策について..... 1

一般要望

1	国際リニアコライダー（ILC）の実現について.....			5
2	広域連携に資する幹線道路網の整備について.....			8
3	まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について.....			13
4	県際地域の医療の充実について.....			23
5	幹線道路網の整備及び一級河川の整備対策について.....			31
6	水道施設設備と生活用水確保への財政支援について.....			34
7	流域下水道維持管理負担金の見直しについて.....			36
8	新たな林業施策に円滑に取り組むための市町村に対する支援体制の整備について...			38
9	東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について..			40
10	地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について.....			45
11	骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について.....			48



平泉町との連携要望項目には、このマークを記載しています。



要望の中で特に重要なポイントについては、このマークを記載しています。

特別要望

新型コロナウイルス感染症対策について

全国的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症はいまだ収束した訳ではありませんが、長期間にわたる自粛や日常生活での制約など、様々な面で自制に努めてきた結果、緊急事態措置の全面解除につながりました。

当市では、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って、これまでの制限を緩和しながら段階的に社会経済などの活動レベルを引き上げてまいりました。

また、感染防止、生活支援、経営支援という3つの柱で新型コロナウイルスへの対策を講じてきました。

今後、感染防止と社会経済の持続性をいかに両立させるかという課題と向き合う段階に入り、医療・介護への支援のほか、経済対策や教育支援、生活支援などについて、一層の取組を進めなければなりません。

については、新型コロナウイルス感染症対策について、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。

資料集：P1～33

記

(1) 感染防止について

① 軽症者を受け入れる宿泊・療養施設の速やかな確保について

県が確保する宿泊・療養施設については、対象者の施設までの移動を考慮し、県中心部や県南・県北など、県内の複数箇所に確保すること

② 新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケア児等の入院時の調整について

医療的ケア児等や家族が安心して生活できるよう、新型コロナウイルスの感染により医療的ケア児等や家族の入院が必要になった場合の医療機関での受入体制を早急に構築し、受入れに係る手順やマニュアルなども作成すること

(2) 生活支援について

① セーフティーネットの広域的な取組について

今後、増大することが予想される心の不調や生活に関する不安、ストレスなどの相談需要に対し、効果的・効率的な相談対応を行うため、県においてSNSを活用した相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響による自死リスクを抱える方に対する支援体制を拡充すること

② 新型コロナウイルス感染症に対応している放課後児童クラブや保

育所等の児童福祉施設に従事する職員への慰労金の給付について

感染への不安を感じながら保育を継続している放課後児童クラブや保育所等に従事する全職員に対しても慰労金を支給することを国に対して働きかけること

(3) 経営支援について

① ジョブカフェ関の就業支援体制の強化について

新型コロナウイルス感染症の影響を見据えたジョブカフェ関の就業支援員の増員など就業支援体制を強化すること

② 雇用調整助成金の拡充について

雇用調整助成金については、企業の雇用状況を見据え、緊急対応期間のさらなる延長を国に対して働きかけること

③ 畜産業に対する支援について

国産ブランド牛肉の消費低迷により、肥育農家の廃業と産地の崩壊が危惧されることから、肉用牛肥育経営安定特別対策における生産者負担金を当面の間、猶予するとともに、子牛購入に係る費用の一部を補助する制度を創設するなど、生産者が持続可能で意欲をもって経営するための措置を国に対して働きかけること

また、牛肉の消費拡大について、具体的な対策を継続すること

④ 観光宿泊施設緊急対策事業費の補助対象の拡大について

宿泊事業者に対する支援策として、岩手県が実施している観光

宿泊施設緊急対策事業費（地元の宿応援割）について、支援対象者を県民が居住する市町村に所在する宿泊施設に宿泊した場合としているが、事業効果を高めるため、県民が県内の宿泊施設に宿泊した場合に助成するよう、支援対象を拡大すること

(4) 地方負担への財政支援について

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担への財政支援について、県が行う事業の追加、支援の対象の拡充、補助率のかさ上げ等、さらなる財政支援を措置するとともに、国においても一層の財政支援策を講じることを働きかけること

【令和元年度の要望に対する県の回答】

ジョブカフェ一関は、平成 17 年度に県が設置し、平成 19 年度以降は一関市と共同で運営し、一関地域の若年者の就業支援の拠点として、学校、企業及び関係機関と連携しながら、就業相談、就職関連セミナーの開催、キャリア教育支援を行ってきたところです。

限られた財源の中で、財政負担割合の拡充については困難な状況にありますが、本年度の注力する取り組みとして、高校生に対する就業支援を掲げ、一関管内の就業支援員 4 名により、支援内容の充実強化を図っているところです。

また、一関工業高校と千厩高校での生徒・保護者向け企業ガイダンスの開催、大東・花泉・千厩・一関工業・一関修紅高校の生徒を対象とした企業見学会の実施、一関二高での「高校生と若手社員等の交流会（イワテーブル）」の開催など、高校生の地元定着に向けた様々な取り組みを進めることとしています。

さらに、令和元年度は貴市が実施する、高校生に向けて地元企業を紹介するパネル展示事業や出前授業について、県として積極的に支援することにより、貴市との連携を一層強化しました。

加えて、北上川流域ものづくりネットワークと連携し、教員を対象とした企業見学会や「いわて県南広域企業ガイド」による地域企業の情報発信を引き続き取り組みました。

今後も、こうした取組を通じて、市内高等学校に対する地元就職への支援強化を図っていきます。【B】

一般要望

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現について

ILCの誘致に関しては、去る2月20日に開催されたILCの国際会議で、日本政府が「関心を持って米欧との意見交換を実施する」との見解を表明し、これを受け、国際将来加速器委員会（ICFA）が、準備段階への移行を促進するための国際推進チームの設立の推奨などに関する声明を発表、また、6月19日に承認・公表された欧州素粒子物理戦略においてILC計画に対する欧州の協力姿勢が示されたことは、北上高地への誘致・建設への実現に向け、大詰めの段階を迎えております。

については、国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけるとともに、次の事項について要望します。

記

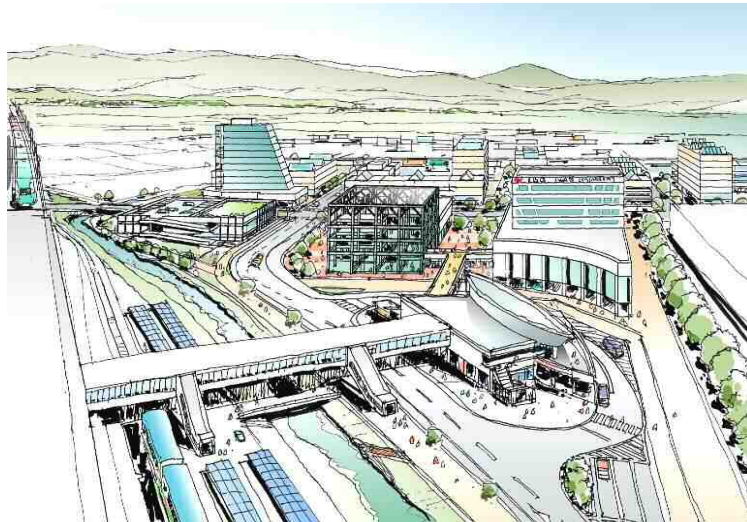
資料集：P34～36

- (1) 東北ILC準備室の後継となる新組織との連携により、※ILC国際科学技術研究圏域の中心となる国際研究拠点の建設候補地を明示して国際研究機関との連携のもと準備作業を進めること
- (2) 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、ILC東北マスタープラン等に基づく受入れに向けた一層の取組を進めること

※岩手県作成「ILCによる地域振興ビジョン」による



一関まちづくりビジョンより



優れた交通アクセス



交流拠点 国際会議場



市街地の都市機能

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・国際リニアコライダー（I L C）の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。

そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北 I L C 推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となって I L C 実現に向けた活動を推進してきたところです。

平成 31 年 3 月 7 日に、日本政府が初めて I L C 計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、同年 6 月には、北海道東北地方知事会などの東北の関係団体が一丸となり、国に対し、I L C の実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的な考え方を明示するとともに、I L C を我が国の科学技術の進展、更に国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生の柱に位置付けるよう要望したところです。

また、平成 31 年 3 月の政府関心表明で示された国内外での議論については、本年 1 月、日本学術会議が公表した「第 24 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン 2020）」において、I L C は学術大型研究に選定されるなど、国内の学術プロセスにおける議論が行われ、国外においても、本年 5 月策定とされる欧州素粒子物理戦略の議論が進捗していることから、今後、更に I L C 計画の議論が進展するものと考えています。

引き続き、東北 I L C 準備室が策定した東北マスタープランに基づき、高エネルギー加速器研究機構（K E K）など関係機関等を連携し、関係機関がそれぞれ担う役割を共有しながら取組を進めていきます。【B】

2 広域連携に資する幹線道路網の整備について

まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。

当市では、通勤圏、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。

また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要であります。

近年、国内各地においても、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっており、非常時に、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定的に機能する幹線道路網の確保は急務であります。

特にも国道 343 号については、大原バイパスの完成、渋民バイパスの着工など順調に改良が進められてきております。

しかしながら、同路線にある笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また、これまでも土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に多大な支障をきたした経緯があります。また、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、「平泉の世界遺産」と「三陸復興国立公園」、「橋野鉄鉱山・高炉跡」

といった観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であるため、本市と陸前高田市を結ぶ交通の難所である笹ノ田峠の解消が必要であります。

平成 26 年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿線地域住民から 9 万人を超す署名が集まり、新しいトンネルの実現について要望があったところであります。

また、岩手県を縦断する国道 4 号の 4 車線化は、本年度、北上市村崎野と花巻市山の神を結ぶ (3.1 km の) 区間が新たに決定しておりますが、国道 4 号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北 (平泉バイパス境まで) の 4 車線化は、交通渋滞緩和や物流の効率化を図るだけでなく、県際地域の活性化を図るためにも必要であります。

については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

記

資料集：P37～41

(1) 新笹ノ田トンネルの整備に必要な調査事業を行い、早期事業化に向けた県の方向性を示すこと





(2) 県際連携に資する幹線道路網の整備

- ① 国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備の早期事業化
- ② 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備



国道4号：高梨交差点付近



国道4号：平泉町との境付近



国道4号：大槻交差点付近



国道342号：宮城県境

- ③ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現
- ④ 主要地方道本吉室根線津谷川本^{つやがわもとしゆく}宿地区の抜本的な改良整備



国道456号線：宮城県境付近七曲峠



本吉室根線：室根町津谷川本宿地区

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・一般国道 343 号については、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。

新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。【C】

・一般国道 4 号の高梨交差点以南の 4 車線拡幅整備については、御要望の区間を含む、県内未事業化区間の早期 4 車線化に向けて引き続き国へ要望していきます。【B】

・一般国道 342 号花泉バイパス以南の整備については、平成 24 年度に白崖地区の事業に着手し、用地取得を進め、平成 29 年度から改良工事に着手しました。令和元年度も引き続き用地取得及び改良工事を推進しています。今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。【A】

・また、白崖地区を除く区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。【C】

・一般国道 456 号の宮城県境付近七曲峠の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。【C】

・主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備については、県際連携に資する道路として必要性を認識しており、幅員狭小区間における安全で円滑な交通の確保を図るため、令和 2 年度から現地測量・設計に着手予定です。【A】

3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について

(1) 現行の過疎法の指定対象要件の継続について

当市は、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）第 33 条の規定により、市全域がいわゆる「みなし過疎地域」に指定され、過疎対策事業債の活用により、道路橋梁整備や小中学校校舎整備等のハード事業、医療確保や教育振興等のソフト事業を実施し、地域振興を図っています。

現行の過疎法は、令和 3 年 3 月末をもって期限終了となりますが、住民が将来にわたり、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現には、引き続き過疎対策を推進していく必要があることから、次の事項について国に対し働きかけるよう要望します。

記

資料集：P42～44

- ① 現行の過疎法の趣旨を踏まえた、新たな過疎地域の振興に関する法（以下「新過疎法」という。）を制定するとともに、新過疎法には過疎法第 33 条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を設け、現行の過疎地域を継続して指定対象とすること
- ② 新過疎法の制定後においても、当市が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること

(2) 地域公共交通の充実について

当市では、一関市地域公共交通網形成計画に基づき、「交流の促進と地域の暮らしを支える公共交通ネットワークの形成」を目指した取組を進めております。

特にも、高齢化が進む中で、日常生活の移動を支える交通手段としてデマンド型乗合タクシーの導入エリアを拡大するとともに、利便性の向上を図るため路線バスとの乗換ポイントを整備することとしております。

県におかれましては、地域公共交通活性化推進事業費補助金等により、公共交通の再編や利用促進に係る市町村の取組に対して支援をいただいておりますが、住民の日常生活に必要な移動手段の確保と利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。

記

資料集：P45～46

- ① 地域公共交通活性化推進事業費補助金について、市町村の事業計画に応えられるよう所要額を確保するとともに、同補助金制度を拡充しデマンド型乗合タクシー本格運行2年目以降の運行費用への財政支援を図ること
- ② デマンド型乗合タクシーや路線バスとの乗換ポイントとなる停留所の整備、待合スペースの確保に係る財政支援

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・県では、平成30年度、「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしており、引き続き、地域公共交通活性化推進事業費補助によりデマンド交通等の導入への支援を実施していきます。

また、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対して要望しているところです。

本年度は、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、その議論を踏まえ、停留所における上屋設置への支援について検討してきましたが、今後、改めて検討を行うとともに、国への要望についても検討していきます。【B】

(3) 学校教育環境の充実について

① 特別支援教育の充実について

当市の特別支援学級の在籍全児童生徒の割合（令和元年度）は、県の2.79%に対して、4.15%と高い状況となっており、加えて全国も上回る割合にあります。

特別支援教育の充実を図るために県から学校に加配されている教諭（再任用29時間勤務）や講師、非常勤講師（29時間勤務）は現在6人ですが、加配を希望する学校も多く、さらに市独自に特別支援コーディネーター（2名）、学校サポーター（41名）を会計年度任用職員として採用し、支援を行っているところでもあります。

しかし、近年、特別支援学級の1学級あたりの児童・生徒数が増加する状況にあり、特にも情緒学級の指導には一層の難しさが伴い、さらなる人員配置の必要性が生じております。

については、特別支援教育の充実を図るため、現在の情緒学級の学級担任の配置の基準（1学級在籍児童・生徒8人に教員1人）を、児童・生徒6人に対して教員1人に見直しをするなどの改善を行うとともに、特別支援教育支援加配の職員について増員するよう要望します。

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・一関市については、ことばやきこえ、学習障害（LD）等の通信指導のための加配として、小学校9校に14人、中学校1校に1人、合わせて10校に15人を配置しています。また、特別支援教育加配として非常勤職員を小学校4校と中学校2校、合わせて6校に6人を配置しているところです。

子どもたちへの必要な支援は多様化してきており、国に対し、新たな定数改善計画の策定を早期に行うよう引き続き要望するとともに、学校の実態を踏まえつつ、市町村教育委員会と連携しながら必要な人員の配置に努めていきます。【B】

② 公立学校施設整備等に対する財政支援の充実について

少子化による学校統廃合に伴う新たな校舎建設や老朽化に伴う改築、国のインフラ長寿命化基本計画を踏まえた改修など、校舎等整備事業を進める必要があります。

しかしながら、計画的に学校施設の整備を進めるためには、財源確保や利活用が見込めない廃校舎の解体費用が課題となっております。

については、工事費の実態にあった補助単価の引上げを行うとともに、廃校舎解体の補助制度の創設について、国に対して働きかけるよう要望します。

資料集：P 47～52

(4) 新たな県立高等学校再編計画後期計画について

県教育委員会が示している「新たな県立高等学校再編計画後期計画（案）」は、工業系の学科再編における統合校を県南地域の工業系人材の育成拠点校として位置づけ、基幹学科の専門教育を充実させる内容となっております。

しかしながら、二つの広域生活圏にまたがる当地区の再編計画案は、他の地区の再編計画案と比較しても、その圏域の広さや公共交通機関の実態などから、通学による生徒や保護者の負担が増すばかりでなく、工業高校への進学を断念せざるを得ない状況が生じる恐れがあることを強く危惧しております。

については、当地区におけるこれまでの産業振興の歴史、工業系の人材育成や確保を図る観点に鑑み、当地区の実情を踏まえ、「新たな県立高等学校再編計画後期計画（案）」を再考するよう強く要望します。

資料集：P53～56

(5) 看護師、介護職員等の医療・介護人材確保対策の充実について

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年には、当市の高齢化率は 39.2%と推計され、今後、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加が見込まれております。

このため、当市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・介護人材の確保に努めているところです。

また、両磐保健医療圏域内における周産期医療体制の構築のため、助産師に対する支援や確保に向けた取組が急務となっております。

については、地域での人材確保のため、次の事項について要望するとともに、国に対して働きかけるよう要望します。

記

① 医療・介護人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実

特にも、周産期医療体制構築のための助産師に対する支援や確保

② 医療・介護人材確保対策への財政支援措置の充実

資料集：P57～63

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師の確保については、就学資金の優先的な貸付やきめ細やかな復職支援など、取組を強化しているところです。

介護人材については、修学資金の貸付や求職者と求人側とのマッチング支援、職場環境や処遇の改善の促進、資格取得の支援やキャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいます。また、介護人材不足への対応は、県のみならず市町村や事業者、関係機関の団体等それぞれの取組が重要であることから、市町村等が行う、介護の仕事への理解促進に向けた取組や新人職員のマナーやコミュニケーション等の習得を目的とした取組を補助し、市町村等の主体的な取組を支援しています。

これらの取組の継続や充実に向け、政府予算要望において、介護従事者に対する処遇改善を図るため適切な水準の介護報酬を設定すること、地域の実情に応じた介護人材確保・育成対策の実施に必要な財源を医療介護総合確保基金により十分に確保すること等を国に要望しているところです。

また、全国知事会においても「高齢者認知症対策・介護人材確保プロジェクトチーム」を立ち上げており、令和元年度も国に対して、介護人材確保対策の抜本強化に向けた提言を取りまとめ、要請を行っています。今後も様々な機会を通じて国に要望していきます。【B】

・団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、各都道府県は、事業計画を作成し、計画に基づいて事業を実施しているところです。

本県においても、医療・介護人材の確保や病床機能の分化・連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、基金を活用しながら事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まえて基金を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきます。【B】

(6) 外国人労働者への支援について

外国人労働者の雇用の進展に伴い、外国人と共生する地域づくりを推進するため、多言語による行政情報、生活情報や災害時における情報の提供への支援が求められます。

については、外国人労働者に提供する行政情報、生活情報の多言語化への支援の強化を要望します。

資料集：P64～68

【令和元年度の要望に対する県の回答】

外国人労働者の生活環境の支援については、平成 31 年 4 月の出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設を踏まえ、7月2日、ワンストップ型の相談窓口として、アイーナの国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置しました。同センターにおいては、多言語による相談体制を強化するとともに、広く相談対応していくため、定期的な県内各地域での巡回相談、事業所等の訪問を実施しています。

また、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、引き続き、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組んでいきます。【B】

(7) 工業振興の充実について

平成 28 年度から令和元年度までの当市における誘致企業数は毎年 1 社ずつの立地と低迷しておりますが、地域経済を支える産業基盤を強固にするためには、製造業をはじめとする多様な業種の産業集積が必要です。

また、現在、事業撤退による旧北上製紙跡地や旧 N E C プラットフォームズ一関事業所などの大規模な敷地があり、これらの活用を視野に入れた企業誘致に積極的に取り組むことが求められています。

一方で近年の I T 化の進展は、首都圏の I T 関連企業などが地方へサテライトオフィスを構える動きを加速させております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来にも増してテレワークの必要性が高まるとともに、テレワークによる業務が一般的となり、今後、首都圏から、家賃などの固定費が抑えられ、自然環境に恵まれた地方への事務所移転などの動きが加速することが予想されます。

このため、当市では、すでにサテライトオフィスを検討している企業やテレワークによる業務が可能な企業に対しての誘致活動に力を注いでおり、これらの企業を誘致し、地域のイノベーションを考えることが今まで以上に重要であると捉え、従来からの製造業などの企業誘致と合わせ、積極的な企業誘致活動を行ってまいります。

については、地域の産業基盤の強化と I T 関連企業等の誘致にあたり、次の事項について要望します。

記

資料集：P69～71

- ① I T 関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度の創設
- ② 県が産業集積を進めている自動車関連産業をはじめとした企業誘致活動における、県と当市のより一層の連携強化

4 県際地域の医療の充実について

(1) 県立病院医療体制の充実について

県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。

また、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築が急務となっています。

については、宮城県との協議の場を設け、岩手・宮城県際地域の医療体制の充実を進めるとともに、県立病院医療体制の充実のため次の事項について要望します。

記

資料集：P72～76

病院名	常勤医師の配置が必要な診療科	常勤医師等の増員が必要な診療科
磐井病院	—	<u>小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師</u>
千厩病院	<u>呼吸器内科医、循環器内科医、小児科医、皮膚科医、眼科医、耳鼻咽喉科医</u>	<u>総合診療内科医、消化器内科医、整形外科医</u>
大東病院	<u>脳神経内科医、整形外科医</u>	—
南光病院	<u>児童青年精神科医</u>	<u>精神科医（特にも中堅医師）、公認（臨床）心理士、医療社会事業士（精神保健福祉士）</u>



磐井病院 南光病院



磐井病院待合室



磐井病院ドクターヘリによる患者搬送



千厩病院診察風景



大東病院診察風景

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・県立千厩病院、大東病院および南光病院への常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。

また、児童青年精神医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。

県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請しているほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。【B】

・磐井病院の産婦人科については平成31年4月から、小児科については令和元年7月から、千厩病院の総合診療内科については令和元年7月から、常勤医師を各1名増員したところです。

県立磐井病院の救急科、麻酔科、呼吸器内科、千厩病院の消化器内科、整形外科及び南光病院の精神科の常勤医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても、医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。

今後とも、関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金要請医師の計画的な配置など、医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。【B】

・医師以外の職員の配置については、患者数や業務量等に応じた配置を基本とし、必要な体制を整備することとしています。

磐井病院については、分娩件数の増加等に対応するため、平成30年4月から助産師2名を増員したところであり、今年度においても必要な体制を維持しています。

今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。【A】

・南光病院については、医師の負担軽減や診療体制の充実等のため、平成30年4月から臨床心理士1名、医療社会事業士2名を増員したところであり、今年度においても、必要な体制を維持しています。なお、臨床心理士については、全員が公認心理士資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち、5名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。

今後とも、患者の動向や圏域内の医療機関の役割と連携の状況等を踏まえながら、必要な体制の整備に努めていきます。【A】

(2) 奨学金養成医師の適正な配置について

平成 20 年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成 28 年度から始められ、当圏域には昨年度は 4 人、本年度は昨年度より 1 人増の 5 人の医師が配置されましたが、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。

今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。

特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。

については、奨学金制度による養成医師の配置について次のとおり要望します。

記

- ① 地域及び診療科による医師の偏在の解消
- ② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置

資料集：P77～79

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、今年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計 53 名の養成医師を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んだ結果、両盤医療圏には 4 名の配置となったところです。

医師の地域偏在の更なる解消に向けて、今年度、臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等で勤務を必須化し、取組の強化を図ったところです。また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子保健医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設けたところであり、本制度について周知を図り、産科医等の要請の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。【B】

また、地域病院等の中小病院等の医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、今年度は、県全体で 4 名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。【B】

(3) 地域医療体制の確保について

厚生労働省は、各都道府県における地域医療構想の実現に必要な協議を促進するためとして、令和元年9月26日に、再編や統合の検討対象とする岩手県内の10施設を含む全国の病院名を公表しました。

地域医療の確保に取り組んでいる中、全国一律の基準による分析のみで一方的に病院名を公表したことは、医療資源が不足している地域の実情を考慮せず、関係住民に過度の不安を与えております。

については、地域医療体制の確保のため、次の事項について、国に対し働きかけるよう要望します。

記

- ① 地域医療構想の実現に向けた進め方については、地域の実態を考慮し、地域と十分に協議しながら慎重に対応すること
- ② 医師不足や医師偏在を解消するため、地域医療体制の抜本的な改善を図ること

資料集：P80～84

(4) こども救急相談電話の受付時間の延長について

現在、岩手県小児救急医療電話相談事業として「こども救急相談電話」が、年中無休で午後7時から午後11時まで開設されているところですが、午後11時以降や夜間・休日当番医が対応できない時間帯における子どもの病気やけがへの対応が喫緊の課題となっています。

この事業は、子育て中の保護者の不安軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりや、地域における小児救急医療体制を補完するためにも大変重要なものと捉えております。

については、子育ての不安を解消し、安心して子育てができる環境の充実を図るため、次の事項について要望します。

記

資料集：P85～86

こども救急相談電話の受付時間の延長

- ① 平日：午後11時から翌朝8時まで
- ② 土曜日：午後1時から午後7時まで
午後11時から翌朝8時まで
- ③ 休日：午後5時から午後7時まで
午後11時から翌朝8時まで

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を平成16年10月から岩手県医師会に委託して実施しています。

近年、相談件数は増加傾向にあり、保護者の不安解消や夜間・休日の救急外来への受診等について適切な助言を行ううえで、更に充実を図る必要があると考えています。

受付時間の延長にあたっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議していきます。【B】

5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について

当市は、東北中央部にあって、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の起点となっております。

この広域的な地域の観光交流人口の増加や産業振興を進めるためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。

また、一関遊水地や宮城県境までの北上川の狹隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。

については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

記

資料集：P87

(1) 幹線道路網の整備

- ① 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備
- ② 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線やまのめえきまえつりやませんの事業完了区間以北の早期事業化
- ③ 一般県道折壁大原線大原はらいがわ 弘川地区から上川原地区かみかわらまでの整備改良



主要地方道一関大東線：柴宿の急カーブ



県道折壁大原線：大原弘川地区

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・主要地方道一関大東線の東山町柴宿から大東町摺沢間においては、生出地区及び流矢地区を生出工区として整備を進め、平成26年度に整備を完了したところです。

同区間の抜本的な改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。【C】

・都市計画道路山目駅前釣山線の中央町一丁目から宮前町までの区間については、平成20年度に事業着手し平成30年度までに整備が完了しました。

御要望の事業化については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。【C】

・一般県道折壁大原線の大原払（はらい）川（がわ）地区から上川原（かみかわら）地区までの改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。【C】

(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進

- ① 磐井川堤防の早期完成（J R 橋梁部分）
- ② ^{きのみ} 黄海川堤防の改修
- ③ 滝沢川排水機場の整備

資料集：P88～90



平成 19 年 9 月秋雨豪雨被害
(黄海川洪水 藤沢町黄海地区)



線路で遮られた磐井川堤防の管理用通路
平成 29 年 6 月

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・国では、一関遊水地事業における周囲堤として、磐井川の堤防改修事業を平成 22 年から実施しており、平成 30 年度までに青葉地区、田村地区の工事を完了し、令和元年度は上の橋左岸の末広地区の工事に着手する予定と聞いています。

直轄管理区間の河川整備については、県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行ってまいります。

・北上川黄海堤防は平成 20 年に概成しておりますが、支流黄海川堤防は北上川黄海堤防に比して高さが不足しており、洪水時には北上川本流から背水の影響が懸念される状況です。

このような状況を踏まえ、県では、黄海川の支川処理方法について、引き続き国と協議を行ってまいります。【C】

・県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した区間や資産が集中している箇所等において、優先的に進めています。

御要望の箇所は、平成 23 年 9 月の台風 15 号や平成 24 年度 5 月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋への浸水被害はなく、冠水した場合の道路の迂回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については、難しい状況です。【C】

6 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について

水道事業を取り巻く環境は、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大を背景に厳しさを増しています。

当市では、平成 29 年 4 月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件が不利な中山間地域では施設の合理化が構造的に困難であり、老朽施設の更新と水道未普及地域の課題解消を今後も継続的に進める必要があります。

また、早期の水道施設整備が困難な地域においては、水道によらない生活用水の確保が急務となっており、当市では、深井戸掘削による安定した水源の確保と水質検査結果に即した浄水設備の設置に係る補助の拡充を図っているところであります。

については、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、水道未普及地域の解消及び老朽施設更新に係る国庫補助並びに過疎及び辺地対策事業債の対象事業の拡充について、国に対し働きかけるとともに、当市が行う生活用水確保事業に対する新たな財政支援制度を創設するよう要望します。

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・老朽管更新にかかる国庫補助については、平成 31 年度から交付対象管種の拡充が図られ、水道未普及地域解消に係る国庫補助については、平成 30 年度から生活基盤施設耐震化等交付金の対象事業とされ拡充の措置が図られたところです。

しかしながら、本件の多くの市町村では中山間地域を有し、厳しい経営環境の状況下で水道事業を経営していることから、引き続き、安定した財政運営が図られるように、機会を捉えて国庫補助要件の一層の拡充等を国へ要望して参ります。【B】

・また、県では現行の「過疎地域自立促進特別法」の失効を令和 3 年 3 月末に控え、政府に対して、新たな過疎対策法の制定と地方財政措置の維持・拡充を要望したところです。

併せて、今後も過疎及び辺地の地域において、安全・安心な水の安定的な供給を図るため、必要な財政支援が行われるよう、引き続き全国過疎地域自立促進連盟を通じて要望を行っていきます。【B】

・生活用水確保に対する新たな財政支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産となるため補助対象とすることは困難としているところであり、県としても同様の考えであります。【C】

7 流域下水道維持管理負担金の見直しについて

当市では、昭和 56 年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ段階的に計画を見直して整備を進めてまいりましたが、着手当時の想定に比べ事業を取り巻く環境は大きく乖離しております。

このことから、今後の事業の推進にあたっては、整備計画の大幅な見直しをしなければならないものと捉えております。

また、流域関連公共下水道事業は、下水処理のみならず、環境や衛生面において県土整備の一翼を担っているものであることから、令和元年度においては、流域下水道維持管理負担金について、関連市町が負担するだけでなく、県の負担措置を講じるよう要望し、県と関連市町間で県の役割や人件費負担の考え方などを協議・検討したところであります。職員人件費の激変緩和措置や費用の一部を県負担とするなど、一定の配慮はいただいたものの、いまだ関連市町にとっては、大きな負担となっております。

については、流域関連公共下水道事業の安定経営が図れるよう、次の事項について要望します。

- (1) 流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、企業会計方式に移行した流域下水道事業の決算状況の検証を行うとともに、県においても応分の負担を行うこと
- (2) 施設や設備の更新にあたっては、関連市町との間で詳細な事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること
- (3) 関連市町が負担する流域下水道維持管理負担金の一部が岩手県下水道公社の法人会計に財源として充当されていることについて、その必要性を精査すること
- (4) 流域下水道事業の推進にあたり、県と関連市町のほか、岩手県下水道公社を含めた推進体制について、簡素で効率的な体制を構築すること

8 新たな林業施策に円滑に取り組むための市町村に対する支援体制の整備について

木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加により、森林の荒廃が進むことが懸念されております。平成31年4月には、森林経営管理法が施行され、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ森林経営管理制度が構築されました。

また昨年には、森林環境譲与税の交付が開始され、市町村は譲与税を活用し、間伐や人材育成、木材利用の促進、啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を実施することとされております。

これらの実施にあたっては、取組の基礎となる林地台帳の整備が不可欠であります。所有者情報の取得に支障が生じており、林地台帳とデータを相互連携する森林所有者届出管理システム等の不具合により、事務に支障をきたしていたところであります。

今般、森林法の改正等により、森林所有者の特定に必要な情報の収集が林地台帳で可能となりました。

しかしながら、今後、新たな林業施策を円滑に推進するためには、県が構築したシステムの情報の一元化と関係機関との共有が必要であります。

については、県が整備した林地台帳管理システム・伐採届出管理システム・森林所有者届出管理システム・森林経営計画管理システムの早期改善並びに森林情報・森林所有者情報の共有化の実現について要望します。

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・固定資産税課税台帳からの土地所有者情報収集に関する取扱いについては、平成 24 年度に国から発出された通知により運営されているところですが、森林を含む土地全般における土地所有者情報の把握については、国において喫緊の課題として、令和 2 年度の実現をめざし、不動産登記情報等を一元的に把握できる仕組みの構築の検討が進められていることから、その動向を踏まえた上で、必要に応じ国への働きかけを検討していきたいと考えております。【B】

・森林経営管理制度を適切に運用していくためには、市町村における実行体制を確保していく必要があると考えており、県では、森林経営管理制度の実行のための支援を充実するよう国に要望しているところであります。また、国や県では、市町村職員を対象とした研修会の開催のほか、国の地域林政アドバイザー制度の活用を希望する市町村への技術者情報の提供、アドバイザーとなりえる資格を取得できる研修会の開催などの取組を実施しており、引き続き市町村における実施体制の確保に向けて支援してまいります。なお、国では、アドバイザーの雇用や法人等への業務委託に係る経費について特別交付税措置の対象としており、令和元年度以降は森林環境譲与税の活用も可能としています。【B】

・県では、県産木材を使用した製品開発や販路拡大への支援や非住宅分野での木造・木質化を促進するなど、新たな需要創出に取り組むほか、高性能林業機械の導入支援や林業就業者の確保と育成など、木材需要に対応した県産木材の安定供給体制の構築と人材確保に向けた取組を支援するとともに、国に対して支援制度の一層の充実について、これまでも要望しており、引き続き働きかけてまいります。【B】

・県では平成 30 年度に、森林資源管理システムと連動する林地台帳システムを整備し、市町村へ提供するとともに、システム操作に関する研修会を開催するなど市町村の業務を支援しています。今後においても、林地台帳システムに関する市町村の意見を踏まえ、システムの改善を行い、市町村事務を支援してまいります。【B】

9 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について

原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな影響を与えております。

加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、市内全域において処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。

このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し強く働きかけるよう要望します。

記

資料集：P99～102

(1) 原木しいたけ産地再生への支援

- ① 新規参入者と規模拡大意向者への震災前の原木価格水準に対する原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた強力な支援
- ② 来年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援
- ③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援
- ④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理簡素化に向けた支援

(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援

- ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援
- ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など、保管施設としての機能を保つための全面的な支援
- ③ 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援

(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援

産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援

(4) 損害賠償の迅速化

- ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置
- ② 未払いとなっている行政請求分の早期支払い
- ③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加

(5) 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設

放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援



側溝に堆積した土砂



側溝土砂の除去作業
(緊急対応分)

【令和元年度の要望に対する県の回答】

原木しいたけの産地再生を図るためには、原木を安定的に供給するとともに、新規参入者の確保と規模拡大を推進することが重要だと考えています。

・このことから、県では、令和元年度、県単事業として「原木しいたけ生産拡大支援事業」を創設し、生産規模の拡大に取り組む生産者の支援に取り組んでいきます。【A】

・原木の確保と早期納入の実現については、県森林組合連合会などの関係団体と連携し、毎年度植菌時期までに他地域から必要な原木が供給されるよう取り組んでおり、引き続き、安全な原木を適期に確保されるよう取り組んでいきます。【A】

・しいたけ原木として利用できない立木等について、東北電力は、「福島県以外では、しいたけ原木用の立ち木をパルプ材等として販売した場合、その価格差を営業損害として賠償する」としていますが、県としては、引き続き、財物賠償についても、国や東北電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう強く求めていきます。【B】

今後においても、新規参入者及び規模拡大意向者に対して、きめ細かな支援を行い、産地再生に取り組んでいきます。

・8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン（第2版）を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示したところです。また、その処理経費については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要請しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。【B】・保管の長期化が見込まれる牧草、稲わら、堆肥の一時保管については、岩手県利用自粛牧草等処理円滑事業（県単）により、施設の維持管理にかかる経費を支援しているところです。

引き続き、市が一時保管施設の機能を保つための維持補修にかかる経費に対して、支援していきま
す。【B】

・一時保管している乾しいたけについては、8,000 Bq/kg以下であることから、既存の焼却施設にお
いて一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋立することが可能となっています。

このことから、県としては、市が混焼を行う場合には、生活ごみ等との混合方法、焼却灰の埋立等
について技術的助言をしていきます。

今後においても、一関市の実情に配慮しながら、市の早期処理の取り組みを支援していきます。

【B】

・県では、食の安心安全を確保することが重要と考えており、流通関係者が出荷前に自主検査を行う
よう指導するとともに、必要に応じて県が精密検査を行っています。

検査結果については、県のホームページ等で速やかに公表して、風評被害の防止に努めておりま
す。【B】

また、山菜の販売促進については、出荷できる品目が限られていることから、産直など地元での取
り組みについて、関係機関・団体と連携し支援していきます。【B】

・産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営
形態であるほか、賠償請求に必要な過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることか
ら、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。

県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っ
ているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。

なお、東京電力に対しても、産直組織等の民間事業者の実情に応じてきめ細かく対応し、被害の実
態に即した十分な賠償を行うよう、様々な機会を通じて引き続き求めていきます。【B】

・県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきもの
と考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰
り返し強く求めているところです。

さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携
して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月に続き、平成28年3月に和解仲介
の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めて
きたところであり、本年7月には第三回目の和解仲介の申立てを実施しています。

なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償
を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよ
う東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。【B】

・「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。

しかし、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。

東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。

また、国に対しても「東日本大震災津波からの本格復興にあたっての提言・要望書」等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しており、今後も、様々な機会をとらえて要望・要請活動を行っていきます。【B】

・放射性物質に汚染された側溝土砂等の処理に向けて、国に対し、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。

汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、国に対し、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講じるよう要望しています。

なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥については、一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援することとしています。【B】

10 地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について

当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。

しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至らず、現時点で 31 世帯がワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされており、良好な受信環境の早期整備が望まれております。

また、市内の各テレビ共同受信組合の保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。

さらに、このように条件的に不利な地域は、情報通信インフラの整備が遅れる状況にあります。

については、次の事項について国及び通信事業者等に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。

記

資料集：P103～105

- (1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び当市で実施可能な受信環境改善策への財政支援制度の創設
- (2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設

(3) 将来にわたり超高速情報通信基盤を維持できる制度の創設（光ブロードバンドのユニバーサルサービス※制度化）

※ 現行の電気通信事業法においては、固定電話などを基礎的電気通信役務（いわゆるユニバーサルサービス）とし、その全国あまねく提供のための費用を補填するための交付金制度を設けている。光ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付けることで、その維持管理に必要な費用を、当該交付金制度で対応できるように要望するもの。

フルセグ放送とワンセグ放送の画質の比較
（岩手銀行CM）※写真の女性は女優ののんさん

転載不可



フルセグ放送



ワンセグ放送

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・地上デジタル放送移行に伴う難視対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。

この結果、県内の対象世帯については平成 27 年 3 月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。

県としては、市町村が共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。

また、技術的な相談については、今後、NHK 等との情報交換の場を設けるなどの支援を行っていきます。【B】

・共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。

また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。【B】

・県では、通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバー等の超高速ブロードバンドなどの情報通信基盤の設備投資を促進するため、国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の拡充を要望しているほか、通信事業者に対して事業者自らによる整備を進めるよう働きかけを行っています。【B】

11 骨寺村莊園遺跡の世界遺産への拡張登録について

骨寺村莊園遺跡の世界遺産への拡張登録については、県と関係市町で平泉文化と個別資産の基礎的な調査研究に集中的に取り組み、多くの成果を上げてまいりました。

しかし、平成 29 年度末における文化庁への推薦については、県と関係市町で合意に至らなかったため、平成 30 年度以降も引き続き拡張登録に向けた取組を進めてきたところであります。

については、拡張登録に向けて専門的・技術的支援が受けられるよう国に対し働きかけ、調査研究等へのより一層充実した支援を行うとともに、「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会に日本史（特に平泉の研究）や浄土思想の研究を専門とする委員を加えることが不可欠と考えており、拡張登録の実現に向けて、県・関係市町が足並みを揃え、一丸となって取り組んでいくよう要望します。

資料集：P106～108



小区画水田でのお田植え体験交流会



骨寺村荘園中尊寺米納め



白山社及び駒形根神社の発掘現場

【令和元年度の要望に対する県の回答】

・「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、県と関係3市町において、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することを申し合わせ、拡張登録に向けた取組を進めているところ
です。

令和元年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。

また、県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、財政的支援及び技術的支援を行っていくとともに、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。【B】

